

② 「普通徴収」

「特別徴収」の要件に合わない方は、「普通徴収」になります。

◇納付回数は、第1期（6月）から第10期（3月）までの10回です。

納 期	第1期	6月30日(火)	第6期	11月30日(月)
	第2期	7月31日(金)	第7期	12月25日(金)
	第3期	8月31日(月)	第8期	2月1日(月)
	第4期	9月30日(水)	第9期	3月1日(月)
	第5期	11月2日(月)	第10期	3月31日(水)

◇役場から送付する納付書か、指定金融機関の口座振替によって納めていただきます。

◇納付書は6月中旬に納入通知書とあわせて送付させていただきますのでご確認ください。

※なお、平成21年度中（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に65歳になられた方・転入された方については、その月分から保険料が賦課されます。この場合も「普通徴収」により保険料を納めていただきます。（翌年度から、特別徴収に切り替わります。）

③ 「特別徴収」と「普通徴収」の併用

特別徴収の要件を満たしている方でも平成21年1月下旬から3月末日までに、65歳になられた方及び転入された方などについては、6月から9月までは「普通徴収」となり、10月から特別徴収に切り替わります。

また、平成21年度途中で所得段階の区分が変更となった場合などは、特別徴収の額は年度途中での変更ができないため、増分などについては普通徴収との併用で調整することがあります。



保険料の額

※所得段階別介護保険料額についての
詳細は広報ゆがわら5月号をご覧ください。

所得段階	対象となる方	保険料額（年額）
第1段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金又は生活保護の受給者	23,159円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と、合計所得金額の合計が80万円以下の方	23,159円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の方	34,738円
第4段階	本人が住民税非課税者（同一世帯内に住民税課税者がいる）	46,317円
第4段階(特例)	上記のうち、本人の課税年金収入額と、合計所得金額の合計が80万円以下の方	41,686円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	55,581円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	57,897円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	69,476円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	78,739円